

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度品川区国民健康保険事業会計補正予算について)

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて  
(品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

## 1 補正の概要

### 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

- (1) 対象者：被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または感染が疑われる者
- (2) 支給要件：労務に服することができなくなった日から換算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- (3) 支給額：直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

## 2 補正予算内訳

- (1) 歳入：27,943千円（国・調整交付金市町村分）
- (2) 歳出：27,943千円（@8,714×2/3×13日×370人）

## 3 条例改正の概要

傷病手当金の支給開始に伴い、品川区国民健康保険条例附則第8条（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）および第9条、第10条（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）を定める。

## 4 改正要旨

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、国より緊急対応策として、区市町村等に対して傷病手当金の支給について検討要請があった。区では、この要請を受け検討した結果、傷病手当金支給業務を実施することとしたものである。これに伴う関連規定を整備した。

## 5 専決処分の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、感染者や感染が疑われる被保険者等の生活困窮の回避を考慮すると、早急に条例等の規定を整備し、支給を開始する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により条例を改正した。

## 6 適用

令和2年1月1日から

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給(国保・後期高齢者医療)について(案)

- 国保制度等は、自営業や無職など、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金等については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとしている(いわゆる「任意給付」)。
  - ※ ただし、傷病手当金の支給を実施している市町村・広域連合はない。
- 他方、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、労働者本人が感染した場合(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)に、休みやすい環境を整備することが重要である。
- このため、国保・後期高齢者医療においても、国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととする(P)。
  - ※ 条例整備等が必要であることに留意。

### ●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(考え方)

- ・ 国内の感染拡大を防止するためには、労働者本人が感染した場合に、正規・非正規を問わず、休みやすい環境を整備することが重要。このため、今般、非正規が多く加入する国保においても、健康保険と同様、被用者である被保険者が傷病のために休業した場合に、傷病手当金を支給することとする。
- ※ 自宅療養を行った期間についても、労務に服することができなかった期間に該当することとする。また、医療機関を受診することができなかった場合は、弾力的な運用として、医師の意見書の添付がなくとも、事業主の証明書添付で足りることとする。

### ●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

※ 健康保険と同様。

### ●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用：令和2年1月1日～9月30日の間に取得した休暇(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)